

京都大学	博士(文学)	氏名	金 兌 恩
論文題目	公教育における在日韓国・朝鮮人の民族教育と多文化共生教育の相互作用 ―京都・大阪・川崎の事例から―		
(論文内容の要旨) 本論文では、戦後、歴史性と民族性を重視して展開されてきた在日の民族教育が、1990年代以降の国際理解を重視する多文化共生教育とうまく接合されていない状況に着目し、公教育における民族教育の日常的な実践と二つの教育の相互作用への検討を通じて、民族教育の可能性と課題を探ることを目的とした。序章では、公教育における民族教育の場はアイデンティティの承認問題を考える際の鍵となる場であること、そして二つの教育の相互作用に注目することが、差異やアイデンティティの承認環境の不連続性の問題の是正に役立つことを挙げた。三つの調査事例である京都市立小学校における民族学級と、大阪市立小中学校における民族学級、川崎市ふれあい館での教育実践を、それぞれを「民族型」と「折衷型」、「共生型」として位置づけた。 第1章では、多文化共生をめぐる議論や実践への評価と限界を検討した。とりわけ、教育内容だけではなく、教員や講師の態度や教育観までを含む「広義のカリキュラム」の影響力に注目する必要性を提起した。また、日本における多文化共生をめぐる議論や実践の特徴および限界として、日本人と外国人という二項性が前提となっていることや、ニューカマー外国人のほうに焦点が当てられていること、言い換えると、在日韓国・朝鮮人が抱えている植民地の歴史問題が排除されていく傾向があることを指摘した。 第2章では、公教育における二つの教育の間の葛藤の歴史的な背景として、公教育における民族教育の場の生成および展開過程を検討した。戦後、民族教育の場が、民族教育への抑圧と抵抗という過程の中で付随的に生まれ、少なくとも1960年代までは、地域行政や学校側から「学校の外側にある取り組みのような位置性」が付与されてきたことを検証した。こうした背景から、今日の多文化共生教育の場においては、戦後の葛藤的な「民族」問題と、今日の多民族・多文化の「共生」問題を、どのように調和・共存させていくかという課題が残っており、この問題こそが、日本の公教育における二つの教育問題を考える際に核心的な部分であると同時に、本論文の出発点であることを明らかにした。 第3章では、「民族型」実践の事例として、京都市立小学校における民族学級を取り上げて、その土壌の形成過程と背景を検討した。京都地域では、1950年代初頭、市立小学校の中に民族学級が取り組まれた直後から民族学級の授業方式をめぐる闘争運動があったことや、1954年以降、「抽出方式」(正課の授業時間中に、民族学級の対象児童を原学級から「抽出」し、民族学級の授業に参加させる方式)という分離主義に基			

づく取り組みが採用されてきたこと、在日本朝鮮人総聯合会（以下、総連）がその取り組みの中心的な組織であった点が大きな特徴であることを確認した。その背景と1980年代までの展開過程を中心に検討を行った。

第4章では、京都地域の「民族型」実践の今日の状況と多文化共生教育との相互作用の様相を検討し、その限界と可能性を探った。学校側の全面的な協力を前提とする「抽出方式」が採用されていたわりには、民族学級の講師や総連側と、学校や行政との間では、積極的な話し合いや協働実践を広げるための作業が十分に行われていなかった。1990年代以降においても、公教育の中で、民族教育と多文化共生教育が積極的に疎通・協働せず、二つの教育が分離された形で展開されてきたことを確認した。また、「抽出方式」で民族学級に参加することが、参加児童のアイデンティティとポジショナリティ問題にどのように影響しているかについても検討を行った。その中で、最近、少しずつではあるが、二つの教育の間で接点が模索されていることも確認できた。「民族型」事例は、歴史性・ポストコロニアル性の問題が重視され、継承されている点では評価できるが、グローバル化の進行に伴い、ニューカマー外国人が増加していく中で、どのように「歴史性」を取り込んでいき、公教育現場で民族教育の場がもつ有効性を生かしていくかの課題を抱えていることを指摘した。

第5章では、「折衷型」実践の事例として大阪市立小中学校における民族学級を取り上げて、その土壌の形成過程と背景を検討した。「阪神教育闘争」の中心地だったことから、思想的な葛藤・南北対立の問題に多くの注意が払われており、1970年代初頭、若い教員たちの支持を受けて学校の中に自主的な取り組みとして誕生した新しいタイプの民族学級においても、「脱政治（政治中立）」・「（朝鮮半島の南北の）統一志向」の原則が守られていた。一部の日本人の教員たちが民族教育運動の主体となり、在日の実践家たちと協働してきた点と、民族教育の場で「政治中立」の原則が立てられ、徹底的に実践されてきたことが、その取り組みを可能にした要因であった。

第6章では、大阪地域の「折衷型」教育実践の今日の状況と多文化共生教育との相互作用の様相を検討した。歴史性が重視されており、理念や内容的な面でも対抗的な側面を見せているが、他方では、民族教育と多文化共生教育が多く疎通・協働しながら、歴史性の問題が多文化共生教育の現場でも共有されていた。こうした「歴史性に基づく多文化共生教育」の実現を試みている大阪の事例は、今後の公教育領域における民族教育の問題や、民族教育と多文化共生教育との関係（とりわけ、差異やアイデンティティの承認環境の不連続性の問題）を考える際に、多くの示唆点を与えてくれると評価した。今後、「ダブル」やニューカマー児童の増加などといった「民族」をめぐる一連の変化の深化が予想される中で、本名・民族名の徹底的な使用など、「強い」実践方法が採用されている大阪の民族学級の現場で、どのように歴史志向を保ちながら（あるいは変容させながら）新しい道を模索していくかが、もっとも重要な課題であることを確認した。

第7章では、「共生型」実践の事例として川崎市ふれあい館を取り上げて、その土壌の形成過程と背景を検討した。在日中心の社会福祉法人青丘社に事業運営が委託される形で、ふれあい館が開館するようになった背景には、川崎教会・桜本保育園・青丘社という運動主体が、民族問題を地域問題の一環として位置づけてきた活動の蓄積があり、その中にはキリスト教精神があったことも明らかにした。また、1970年代における在日青年への就職差別反対闘争（「日立闘争」）や、その後の「民族差別と闘う連絡協議会」を中心とした反民族差別運動においては、在日への差別問題が在日と日本人が共に闘うべき「社会的公正の問題」として位置づけられていた。1970年代の日本社会の変化、つまり、社会的弱者への関心の増大や在日に対する眼差しの変化、1971年から革新自治体としてスタートした川崎市の児童福祉を重視した方針なども、二つの教育が合致した形での「共生型」実践の方向性を可能にした要因であることを確認した。

第8章では、川崎地域の「共生型」教育実践の今日の状況と多文化共生教育との相互作用の様相を検討した。ふれあい館の制度的な特徴は、民族問題だけを基準にせず、ニューカマー外国人や障害をもつ児童なども含んだ、地域や学校のより包括的なマイノリティの問題を、実践の中で取り組んでいくという従来からの方向性をより拡大することにもつながっていた。ただし、「共生型」実践における民族教育の場では、増加し続けているニューカマー外国人を始め、周辺化されていた地域住民の問題に、早期にかつ積極的に対応してきた点では評価できるが、歴史性や民族性への強調が他の事例に比べ相対的に弱いことを確認した。

終章では、本論文の議論を整理し、三つの事例における方向性の比較検討を行った上で、公教育における民族教育の可能性と課題を探った。公教育の中に、在日の民族問題を言論できる「オルターナティブな言説の空間」・「下位の対抗的な公共空間」として取り入れられた民族族教育の場は、在日の民族問題を共通の関心事・言説の対象とさせる意味をもっていることを確認した。民族教育の中で重視されている歴史性の問題を多文化共生教育の場で共有し、差異やアイデンティティの承認をめぐる不連続性の問題の是正を試みている実践事例からは、今後、公教育における民族教育と多文化共生教育の関係を考える際に、一つの有効な方向性を見出した。一方、公教育における民族教育が抱えている日本社会への対抗性的問題とニューカマー外国人との関係に対しは、マジョリティ側の受け入れの程度の変化などの両者の関係の変化と、共同性の変異（共同性の基盤の変化可能性やアイデンティティの流動性）の問題を挙げて、対抗性の解体やニューカマーとの連携および新たな共同性の構築の可能性を提示した。最後に、本論文の課題と限界を整理し、今後の研究の方向性を探った。

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、これまで社会学においても教育学の分野においても体系的研究がなされてこなかった公立学校における「民族学級」に焦点をあて、参与観察の手法を用いながらその歴史的変容と地域的特性をあわせて考察した画期的な論考である。

本研究の意義は以下の2点に要約される。第一の意義は、「民族学級」において涵養される民族意識とその可能性と意義を積極的に評価しようとする、「在日」エスニシティ研究における理論的貢献である。「民族学級」は週に1、2回児童・生徒を集めて朝鮮・韓国の言語、文化、歴史を学ぶ場であるが、こうした短時間のしかも表面的な「民族とのふれあい」は児童生徒のエスニック・アイデンティティ形成にとっては重要な役割を果たしているとは認識されてこなかった。しかし本研究は、こうした短時間の場で生成されるアイデンティティを、家庭や「在日」集住地区、あるいは民族学校において獲得されるアイデンティティに対して、「パートタイム・アイデンティティ」として定式化し、その可能性を検討した。著者は日本人の児童生徒や日本人の教員で構成される「公立学校」という時空間で、コリアンネスを意識しそれを生きるわずかな時間と空間の存在は、現代日本社会における在日韓国・朝鮮人の置かれた立場ともっとも近似しており、その経験とそこで生まれる意識が、児童・生徒のエスニック・アイデンティティの基礎となりうることを、保護者や児童生徒の語りと観察を通して説得的に論証した。

この「パートタイム・アイデンティティ」モデルは、2000年代の「在日」アイデンティティ研究を二分してきた、構築主義的民族観とそれに反発する「歴史的本源性重視」の民族観との論争に、まったく別の視角から光をあてる道を開いた。「在日」の民族的アイデンティティをめぐる議論においては、従来の捉え方を本質主義の罠として批判し、より個的なアイデンティティを肯定的に評価する金泰泳らの構築主義的民族観が1990年代後半に登場した。それに対して、日本社会内部で周縁化され構造的弱者の立場に置かれた人びとが民族性を「本源化」していく葛藤を捨象しているという批判が強まっていく。こうした「対立」のなかで、本研究が示すアイデンティティの「パートタイム性」は、民族的アイデンティティをたんなる着脱可能な要素に切り縮めるのではなく、弱者の戦略的本質主義化の要素に観念化するのでもない、全体社会のなかで生きるマイノリティの生活の知恵の表出ととらえる視座を創り出した。

本研究の第二のそしてもっとも注目すべき意義は、各地で展開されている「民族学級」の在り方を、現代日本社会に導入された多文化共生教育との関係で類型化したことである。

もともと「民族学級」は、戦後、在日朝鮮人が自主的に設けた民族教育の場を、GHQと日本政府が暴力的に弾圧した「阪神教育闘争」事件以降、行政と民族団体のあいだで、民族教育を保証する手段として設立された経緯がある。そのために、「民族学級」においては、在日韓国・朝鮮人の歴史性（コロニアリティおよびポスト・コロニアリ

ティ)を児童・生徒に学ばせることが重視されてきた。しかしながら、1990年代以降、日本社会の多文化化が急激に進行するようになると、公立学校においても中国人、フィリピン人、ブラジル人などの外国人児童生徒が多数在籍するようになる。そのなかで行政が推進してきたのが「多文化教育」であった。そこでは、従来の「民族学級」と「多文化教育」との関係が問われることになった。しかしその関係は、当初から緊張をはらむものだった。「民族学級」関係者のなかからは、歴史的位相の異なるニューカマーとオールドカマーを同列に扱い、外国の「食事」「歌」「衣装」の紹介を異文化理解と考える一般的な多文化教育に潜む歴史認識の欠如を批判する声があがった。一方、「多文化教育」関係者は、「在日」問題だけを特権化して政治化する教育は民族主義的であり、国家や民族の境界を超えて人びとが移動するグローバル時代の多文化教育にとっては好ましくない、と反論した。本研究は、多くの「民族学級」が経験するこの「対抗的民族教育」のベクトルと「多文化共生教育」のベクトルの対立と妥協を、京都、大阪、川崎の三つの現場の実証的調査にもとづき、「民族型」「折衷型」および「共生型」という三モデルとして提示しその特性を詳細に検討した。

京都において実行されてきたのが「民族型」モデルである。京都では1954年から2009年まで公立学校の授業中に、「在日」児童生徒のみを抽出して、「民族学級」に参加させ、そこにおいて「在日」の歴史性について包括的な教育が行われてきた。これに対して大阪では、1990年代の多文化化の流れのなかで、「在日」の歴史性と異文化理解を、日本と「在日」の児童生徒が合同で学ぶ、全学的な人権教育の実験が推進された。一方、川崎においては、「在日」児童生徒への民族教育を学校教育ではなく社会教育の領域で保証する動きが発展し、そのなかで「在日」以外の外国人児童生徒の受け入れと多文化共生教育への傾斜がみられた。

本研究は、このように三つの「民族学級」モデルをその歴史的生成変容過程とともに詳細に分析したうえで、パートタイム・アイデンティティ創生の現場として、歴史性を柱にすえた「民族教育」と「多文化共生教育」との重層的接合を展望することに成功したのである。

とはいえ本論に問題がないわけではない。きわめて興味深いアイディアであるパートタイム・アイデンティティについて、アイデンティティ論の研究史のなかでの位置づけは十分とはいえない。また京都、大阪の民族学級が学校教育の管轄であるのに対して、川崎の事例が社会教育の管轄下にある点について、説明が不十分である。さらに「民族教育型」と「多文化共生型」の歴史（ポスト・コロニアリティ）認識をめぐる対立に対して、著者自身の立場と捉え方が明快に提示されたとはいえない点などは今後の課題である。しかし、こうした弱点も本論の意義を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2012年8月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。